

## 大江町災害被災住宅修繕補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 町長は、令和2年7月28日に発生し、本町に甚大な被害をもたらした豪雨（以下「豪雨」という。）による被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、町内の住宅の豪雨災害被害を修繕する工事を行うものに対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年大江町規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する豪雨により被災した住宅をいう。
- (2) 修繕工事 豪雨災害被害に関する修繕工事。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者となる者は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 自己が居住する住宅の修繕工事又は自己が居住する併用住宅の住居部分の修繕工事を行う者。  
(借家を含む。但し、非住居建物（小屋、物置など）及びアパート等の集合住宅は含まない。)
- (2) 豪雨被害による罹災証明書の発行を受けている者。
- (3) 令和2年12月末日までに修繕工事を完了し、令和3年1月20日までに第9条の規定による実績報告書を提出できる者。

### (補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 住宅の修繕工事（令和2年7月28日以降に着手し、第6条の規定による交付申請書の提出時点ですでに完了しているものを含む。）を行うものであること。また、当該工事に係る泥のかき出し及び消毒に要する経費についても補助の対象とする。
  - (2) 被害を受けた建築設備（住宅に設ける電気、ガス、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙、汚物処理の設備）の更新工事であること。
- 2 前項の修繕工事に要する費用には、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第6号に基づく応急修理の工事に要する費用及び令和2年度山形県住宅リフォーム総合支援事業に係る補助金の対象とした工事に要する費用を含まないこと。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、修繕工事に要する費用（消費税を含む。）の45%の額又は45万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、住宅1戸につき、1回に限るものとする。

### (交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、大江町災害被災住宅修繕補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により行うものとする。

2 申請書は、当該申請に係る工事を行う場合に町長へ提出するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 工事計画概要書（様式第2号）
- (2) 住宅の位置図
- (3) 修繕工事の見積書の写し（既に修繕が完了している場合は領収書（内訳明細の付いたもの））
- (4) 被災状況（工事着工前）の写真、又はこれに代わる資料
- (5) 罹災証明書（写し可）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、規則第6条の規定によりその適否を審査し、適当と認めたときは、同規則第8条の規定により、大江町災害被災住宅修繕補助金交付決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（内容変更等の承認）

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、大江町災害被災住宅修繕補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第4号）を町に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の変更をしない工事等の変更の場合とする。

3 町長は、第8条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、大江町災害被災住宅修繕補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（完了報告）

第9条 完了報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、大江町災害被災住宅修繕補助金工事完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）によるものとする。

2 完了報告書は、建築工事が完了した日から20日を経過した日まで町長に報告するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 修繕工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) 修繕工事の施工写真（施工中及び施工完了後）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は前条の報告を受けたときは、規則第15条の規定により額を確定し、申請者に大江町災害被災住宅修繕補助金の額の確定通知書（様式第7号）を通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、大江町災害被災住宅修繕補助金の請求書を町長に提出しなければならない。

（補助金の取り消し及び返還）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。
- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。